

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会 虐待の防止のための指針

1 本指針作成の要旨

社会福祉法人高砂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の各事業所においてサービスを利用する障害者及び高齢者への虐待の発生を未然に防止するとともに、万が一虐待が発生した場合に迅速かつ適切な対応を行うことができるよう本指針を定める。

2 虐待防止に関する基本的考え方

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)(以下「障害者虐待防止法」という。)及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)(以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、いかなる時も障害者、高齢者に対して虐待を行ってはならない。

3 本指針における虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下のとおりとする。

区 分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 【具体的な例】 殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する など。
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。 【具体的な例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いのにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など。
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるような扱いをする、無視する など。
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄等の身の世話や介助をしない等により障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 食事や水分を十分に与えない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や心理的虐待を放置する など。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 本人の預貯金を本人の同意なく勝手に使用する など。

4 虐待防止委員会等本会内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

本会は、障害者及び高齢者の虐待防止に関する委員会と身体拘束の適正化に関する委員会を一体的に設置・運営するものとし、名称を虐待防止委員会（以下「委員会」という。）とする。

(2) 委員会の開催、運営等

委員会は、年2回以上開催し、審議事項、委員構成等委員会に関する所掌事項は、委員会設置要綱、本指針及び「身体拘束等適正化のための指針」による。

なお、虐待防止責任者及び虐待防止担当者の配置についても委員会設置要綱による。

5 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発し、虐待防止(身体拘束等の適正化を含む)の徹底を図るために、職員研修を実施する。

また、研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記載した記録を作成するものとする。

① 定期研修 年1回以上

② 新任研修 随時

6 虐待等が発生した場合の報告・相談体制に関する事項

事業内で虐待(若しくは虐待と疑われる事案)を発見した従業員は、速やかに事業所の管理者及び虐待防止担当者に報告する。報告を受けた管理者及び虐待防止担当者は、以下の虐待担当窓口はその旨を通報するものとする。

また、管理者あるいは虐待防止担当者が虐待の加害者になっている場合など、上記の対応を取り難い理由がある場合は、虐待を発見した従業員が直接、虐待通報窓口に通報するものとする。

なお、虐待を発見し管理者等に報告した従業員、虐待若しくは虐待と疑われる事案を市町村に通報した従業員に対し、不利益な取り扱いを行ってはならない。

高砂市の 虐待通報窓口	【障害者】 （高砂市障害者虐待対応マニュアルによる） 高砂市・福祉部 生活福祉室 障がい福祉課 （電話 079-443-9027） ※ 障害者に係る支給決定市町村の虐待担当窓口
	【高齢者】 （高砂市高齢者虐待対応マニュアルによる） 高砂市社会福祉協議会・高砂市地域包括支援センター（電話 079-443-3723） 高砂市・福祉部 人権福祉室 地域福祉課 （電話 079-443-9026）
	【緊急を要する場合】 高砂警察署 （電話 079-442-0110）

7 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

事業所内で虐待が発生した場合、「6 虐待等が発生した場合の報告・相談体制に関する事項」の通り速やかに通報を行う。

また、当該虐待に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて虐待防止委員会において原因の分析と再発防止策の検討を行う。併せて、虐待通報窓口である高砂市や高砂市地域包括支援センターが実施する調査に協力するとともに、その指示に従い、必要な改善を行うものとする。

虐待事例及びその分析結果については、従業員に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証する。

8 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供するとともに、高砂市の担当窓口や本会の成年後見等支援窓口、司法書士等の専門職事務所を案内する等の支援を行う。

9 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ① 虐待等の苦情相談について、各事業所の苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告し、当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談するものとする。
- ② 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払うものとする。
- ③ 対応の流れは、上述の「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」のほか、福祉サービスに関する苦情解決実施要綱によるものとする。
- ④ 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告するものとする。

10 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、事務所内でいつでも閲覧できるように備え付けるとともに、求めに応じて書面で交付できるようにする。また、利用者本人及び家族、すべての職員が閲覧できるようにホームページ等で公表するものとする。

11 その他虐待防止の推進のために必要な事項

本指針に定める事項以外にも、虐待防止について国・地方自治体から発出される通知、マニュアル等に留意し、虐待防止推進に取り組むこととする。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。